

入札時最低賃金確認調査制度の実施について（お知らせ）

最低賃金に係る近年の社会情勢としては、政府方針等に基づき、毎年約3%上昇しています。これに伴い、厚生労働省では、事業者の最低賃金履行確保を図るため、地方自治体に対しても協力を要請しているところであり、本市においても、業務委託契約における適正な価格での契約及び受注者の最低賃金履行確保を促進するため、下記のとおり、入札時最低賃金確認調査制度を実施することとしましたので通知します。

なお、本調査の結果、入札を無効とせずに契約を締結した場合には、大阪労働局に対して契約情報の提供を行います。最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令を遵守し、適正な労働環境の確保及び業務の履行に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 調査制度の内容

対象の案件について、本市が定める基準を下回る価格での入札があった場合、落札を保留し、契約担当部署において調査を行う。調査対象者に対して、見積内訳書等の関係書類の提出を求め、必要に応じてヒアリングを行い、労働者の最低賃金の履行を確保しつつ、契約内容に適合した履行ができるか否かを確認する。（※金額、業務時間等から明らかに最低賃金を下回る場合等は履行不可と判断し、入札を無効とする。）

2 調査制度の対象

次の全てに該当するものを対象とする。

- ① 一般競争入札で執行する予定価格100万円を超える業務委託契約（工事関連業務を除く）
- ② 業務内容に常駐を求め、人件費比率の高い労務提供型の業務

※ただし、最低制限価格を設定している案件（建物清掃・人的警備等）は対象外

対象業務例：設備運転監視、コールセンター、受付案内 など

（入札説明書の「入札時最低賃金確認調査」欄で有無を確認すること。）

3 調査手順

入札時最低賃金確認調査「有」の案件で低入札が発生



落札を保留し、調査対象者へ書類徴取の連絡



調査対象者は指定期限までに入札金額に係る誓約書・見積明細書等を契約事務担当部署へ提出



契約事務担当部署は調査を実施し、履行可又は不可を決定



履行可の場合、そのまま落札決定（事後審査有の場合は事後審査へ移行）

履行不可の場合、入札を無効とし、次順位者へ

4 制度開始日

令和2年4月1日以降に契約締結する案件から適用する。